

## 海岸漂着物対策の今後の取組方針について

第2期計画に掲げる基本方針	主な課題等	令和6年度の県取組方針
1 海岸漂着物等の円滑な処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロプラスチックの状況を踏まえた対策について</li> <li>・漁業者や民間団体と連携した海岸漂着物等の回収・処理体制の確保について</li> <li>・内陸部における海岸漂着物対策（河川清掃等）の取組推進に向けた対策について</li> <li>・アクセスの難しい海岸のごみの実態把握について</li> <li>・回収したごみの処理体制の構築について</li> <li>・漁業者が日常的に回収した漁業系の漂着物を定期的に処分するシステムの構築について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>岩手県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金（継続）</b> →市町村が行う海洋ごみの回収・処理に要する経費に対して補助する。</li> </ul>
2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制	<p>第2期計画において主要な新規拡充項目として盛り込まれた、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で海岸・河川清掃や普及啓発活動等の中核的役割を担う人材等の育成・支援を推進</li> <li>・県民一人ひとりが主体となった取組の推進、県民参加型・環境美化活動の仕組の構築について、昨年度までの協議会における議論では、「海岸漂着物対策活動推進員の制度創設」及び「スマートフォンのアプリを活用した県民参加の仕組の構築」を目指して予算要求に望んでいたが、県財政部局との調整の結果、事業化が困難。 →R6年度では活動団体への支援に取組を一本化</li> <li>・プラスチック被覆肥料への対策について</li> <li>・活動団体への支援について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①<b>活動団体の育成及び連携の確保（継続・一部見直し）</b> →地域住民等による海岸・河川の清掃活動を共有し、参加を促すため、特設ホームページを拠点とした情報集約を行う。 →海岸漂着物に係るデータ収集・報告及び海岸・河川清掃をセットで行う活動団体に対して活動経費への支援を行うとともに、活動団体の育成の観点から、活動へのコーディネートを行う。</li> <li>②<b>海洋プラスチックごみの実態調査（継続）</b> →環境保健研究センターと連携し、実態が把握されていない海洋中のプラスチックの状況を調査する。</li> </ul>
3 環境学習・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者や漁業に就く若い世代への啓発について</li> <li>・あらゆる年代層に浸透できるような普及啓発の実施について</li> <li>・マイクロプラスチックの発生過程、環境への影響などについて環境学習資材等により啓発を図ることについて</li> <li>・生産者・消費者それぞれの立場での意識啓発の推進について</li> <li>・プラスチック資源循環促進法の趣旨を事業者に浸透させる取組について</li> <li>・地域で中核的な役割を担う担い手の確保について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>小学生向けパンフレットのタブレット端末用データ配布（継続・一部見直し）</b></li> <li>・<b>3Rポスターコンクール（海ごみ部門）の実施（継続）</b></li> <li>・<b>漁業者向け普及啓発の推進（新規）</b> →環境省の漁業系廃棄物処理ガイドライン（資料5別紙2）及び水産庁の漁業系廃棄物計画的処理推進指針等（資料5別紙3）を活用し、漁業者に向けた漁業系廃棄物の処理に係る情報提供を行う。</li> </ul>
4 多様な主体の適切な役割分担と連携確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃活動を行う団体の後継者不足、活動への参加の呼びかけ（周知）方法について</li> <li>・活動団体間の連携、ネットワークの構築について（資料5別紙1：宮古市民による漂着物回収ネットワークの取組）</li> <li>・漁業者による漁業系廃棄物の適正処理推進に向けた取組の支援と展開について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>漁業者の協力による海洋ごみ回収の市町村への呼びかけ</b> （資料5別紙4：環境省パンフレット）</li> <li>・<b>製品プラスチックの県内リサイクルの促進</b> →プラスチック資源循環促進法への対応及び海洋プラスチック汚染への対策の一環として、県内でプラスチックのリサイクルに取り組む事業者の育成を実施（プラスチック再商品化事業者開拓支援事業）</li> </ul>